

第二次黒石市環境基本計画

～みんなで創る水と、

緑のあずましの里「くろいし」～



平成26年3月

黒石市

第二次黒石市環境基本計画の策定に当たって

環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策について定めたものであり、本市環境基本条例に基づき、平成 17 年 3 月市環境行政の指針として策定されました。

このたび、第二次黒石市環境基本計画の策定にあたり、第 5 次黒石市総合計画や黒石市都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、本市が目指す「みんなで創る水と緑のあずましの里 くろいし」の実現に向けて、本市の環境の保全及び創造に関する施策の全体像と目標並びに施策の方向を見直すとともに、市はもとより、市民や事業者、環境保全に関わる団体などの皆様が、各々の立場で取り組むに当たっての行動指針となるものです。

近年、地球的規模での地球温暖化は、野生動植物の適応力を超える気候の激変を生じさせること。そして、その主な原因がエネルギー資源である化石燃料の過度の消費にあることを鑑みれば、今後のあるべき社会の姿として、二酸化炭素の排出が少ない「低炭素社会」、貴重な資源を大切にしながら新たな資源採取ができるだけ少ない「資源循環型社会」、さらには自然の恵みを将来にわたって享受することができる「自然共生社会」を統合的に実現し、持続可能な社会を形成していくことが求められます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、エネルギーや資源の大切さを再認識したところであり、本市が有する豊かな食料や水資源を活かしながら、安全・安心で持続可能な社会を築いていかなければならないとの思いを強くしています。

さらに、先人から引き継いだ自然環境や文化遺産を次世代に確実に継承していくためには、私たちの暮らしや仕事のあり方を見直し、二酸化炭素の排出やごみの発生量を少なくし、環境への負荷が少ないライフスタイル・ビジネススタイルを確立するとともに、本市の環境保全の取組を支える「人材」を育成することが重要となります。

今後も郷土の素晴らしい環境を損なうことなく維持しつつ、持続的に発展し成長する地域社会の創造を目指すため、引き続き市民皆様の御理解と御協力、そして積極的な行動を御願います。

終わりに、第二次黒石市環境計画の策定に当たり、格別の御尽力をいただきました皆様に対し深く感謝申し上げます。

平成 26 年（2014 年）3 月

黒石市長 鳴 海 広 道

第二次黒石市環境基本計画

■ ■ 目 次 ■ ■

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の性格	1
3. 対象とする環境の範囲	2
4. 計画における環境目標	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の体系	4
7. 計画の構成	5
8. 役割分担	5
第2章 環境の現状と問題点に関する施策及び取組	7
黒石市の環境の現状・課題・取組	7
Ⅰ 生活環境	7
(1)大気汚染	7
(2)水質汚濁	8
(3)地下水・土壌汚染	9
(4)騒音・振動	10
(5)悪臭	11
(6)地盤沈下	11
(7)有害化学物質	12
(8)環境放射線	13
Ⅱ 自然環境	13
(1)動・植物	13
(2)山岳	14
(3)森林	15
(4)湖沼	16
(5)河川	16
(6)湧水	17
(7)温泉	18
(8)自然景観	18

第二次黒石市環境基本計画

Ⅲ 歴史・文化的環境	19
（1）公園・緑地	19
（2）町並み景観	20
（3）観光・レクリエーション	21
（4）歴史・文化財	22
（5）まつり（民俗芸能）	22
（6）雪	23

Ⅳ 地球環境	24
（1）廃棄物	24
（2）エネルギー消費	25
（3）水使用量	26
（4）二酸化炭素排出量	27
（5）二酸化炭素吸収量	29
（6）1人・1世帯当たりの二酸化炭素排出量	29

第3章 環境基本計画の推進体制	31
-----------------	----

1. 環境審議会による進行管理	31
2. 庁内連絡会議による進行管理	32
3. 財源の確保	32

参考資料

1. 黒石市環境基本条例	資-1
2. 黒石市環境審議会委員名簿	資-7
3. 庁内連絡会議名簿	資-8
4. 委員会・庁内連絡会議開催経過等	資-9
5. 市民アンケート集計結果	
1. 市民アンケート調査の概要	資-12
2. 集計結果	資-13